

大田区住宅宿泊事業法施行条例の改正案に対する区民意見等の募集について

●条例改正の背景等

平成 30 年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法が施行され、住宅を使用して宿泊サービスを行う、いわゆる民泊が、届出を行うことにより 1 年間で 180 日を超えない日数を上限として実施することができるようになりました。大田区では住宅宿泊事業法の施行に合わせて、住宅宿泊事業に起因する事象による生活環境の悪化を防止すべく、大田区住宅宿泊事業法施行条例（以下「条例」という。）において指定の区域で一部の事業の実施を制限しています。

昨今、教育機関近隣の届出住宅において、管理者が不在となる状況から、今まで以上に学校の安全を確保することが課題となっております。住宅宿泊事業の実施について、法第 11 条第 1 項各号のいずれにも該当しない（いわゆる家主居住型）届出住宅を除き、小学校・中学校の近隣地域での事業の実施制限を行うことといたします。

●条例改正案の概要

現在の条例では制限していない、小学校及び中学校の敷地周囲 100 メートル以内の区域における住宅宿泊事業の実施について、法第 11 条第 1 項各号のいずれにも該当しない（いわゆる家主居住型）届出住宅を除き、月曜日正午から金曜日正午までは制限することとします。

●改正条例施行予定日

令和 4 年 1 月 1 日（予定）